

請願 第30号

受付 平成31年 2月20日

付託 平成31年 2月28日

## 自転車の活用推進に関する請願

紹介議員 染谷 和博

### ・請願趣旨

平成28年12月9日、第192回国会にて「自転車活用推進法」が衆議院・参議院とも全会一致で成立し、平成29年5月1日に施行されました。それに基づき国土交通省に自転車活用推進本部が設置され、平成30年6月8日に自転車活用推進計画が閣議決定されました。

この法律の基本理念は、「自転車は二酸化炭素等の排出がないため環境に優しく、災害時においては機動的であること」、「自動車依存低減により健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果があること」等から、自転車の活用を総合的・計画的に推進しようというものです。この法律の第4条では地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。

茨城県ではこの法律の施行により、平成30年6月21日に「第1回いばらき自転車活用推進計画（仮称）策定委員会」が開催され、これまでの数度の委員会・関係部局との協議を経て、本年3月には茨城県版推進計画が策定される予定です。

近年の電動アシスト付き自転車の普及、そして65才以上の自動車免許自主返納数の増加等により、平成20年以前は減少傾向だった自転車の保有台数・普及率は平成25年の統計（自転車統計要覧）では増加に転換しました。自転車の普及が増加しているということは、自転車に関わる交通事故を増やさないようにするためにこれまで以上の取り組み（施策）が必要です。

取手市においても、市民の健康増進・交通事故防止のために、自転車活用推進法の基本方針に基づいた施策を検討・実施することを請願いたします。

### ・請願事項

1. 取手市自転車活用推進計画（仮称）を策定すること
2. 市民の健康増進施策に自転車利用の効果をとり入れること
3. 高齢者に対する自転車安全教室を実施すること
4. 取手市道に、自転車道・自転車専用通行帯を設置することに努めること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成31年2月20日

請願者代表

住所 茨城県取手市小文間 4397-1

氏名 取手バイコロジー運動推進協議会

会長 小嶋 吉浩

取手市議会議長 殿